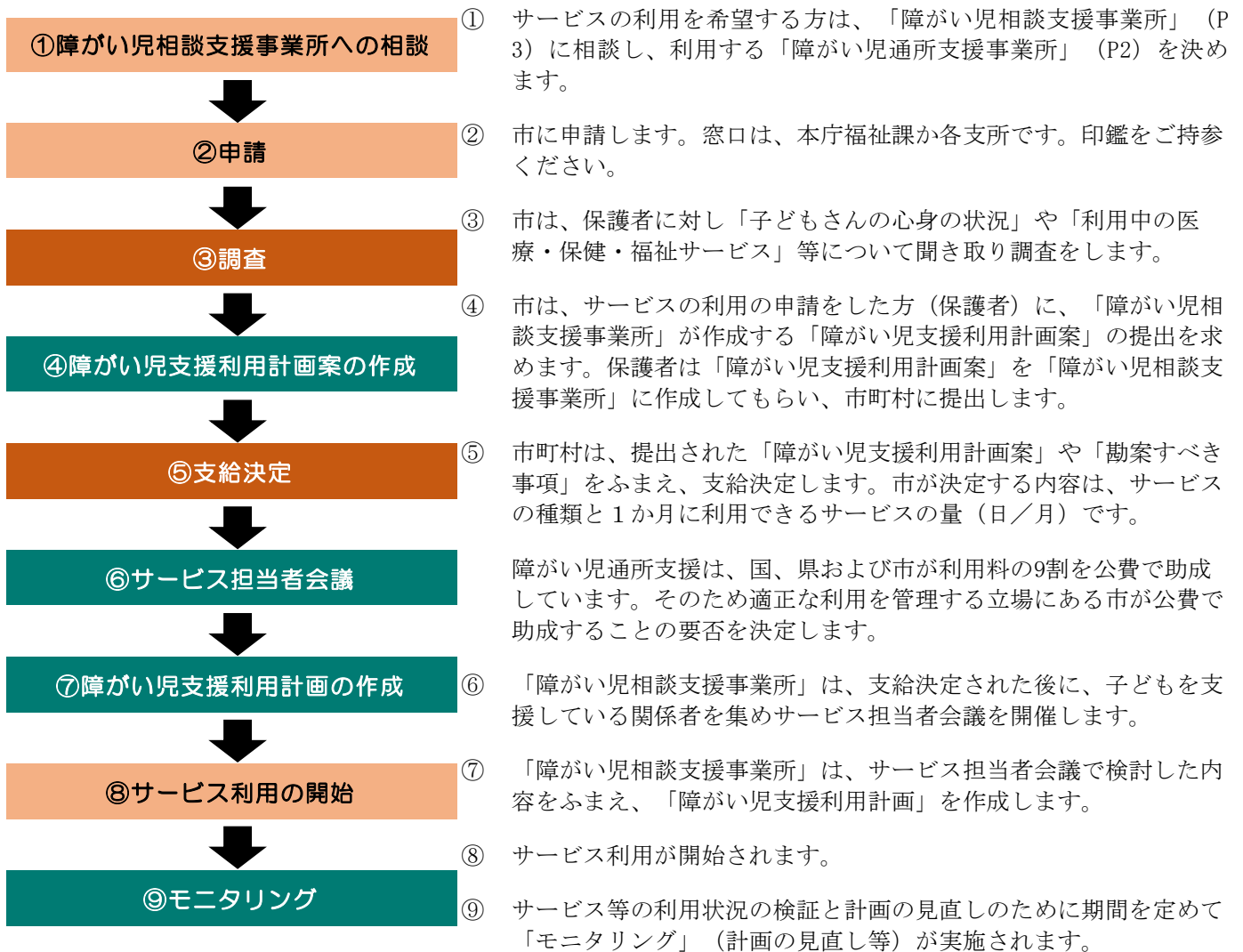


利用の手続き

■ サービス利用の流れ



■ モニタリング

モニタリング実施期間は、利用者の状況等によって市が定める期間ごとに行われます。

標準的な期間としては、最初の3か月は毎月。その後、6か月に1回モニタリングを行います。但し、誕生月を考慮してモニタリング期間を定めているため、6か月より短い期間でモニタリングする場合があります。

※計画作成およびモニタリングのための面談・説明は、児および保護者の「居宅(自宅)」で行うこととなっています。

